

# 大津市工事検査基準

大津市総務部契約検査課

# 大津市工事検査基準

## (目的)

第1条 この検査基準は、大津市工事検査要綱に基づき、工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

## (検査の内容)

第2条 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質について、適否の判断を行うものとする。

- 2 検査員等は、出来形検査又は中間検査を行ったときは、これらの検査で確認した部分について、その後実施する検査で当該部分の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化、請負者の管理状況等から改めて確認の必要がある場合は、この限りでない。

## (工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、電子媒体による記録を含む。（以下「各種の記録」という。））と、契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

## (出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、工事種別に対応する基準に基づき行うものとする。

ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査員等は契約約款第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

なお、出来形寸法等の適否は、土木工事においては「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」（近畿地方整備局）の出来形管理基準により行うものとし、営繕工事については「公共建築工事標準仕様書に基づく建築(電気設備・機械設備)工事の施工管理」（一般財団法人 公共建築協会）の管理方法により行うものとする。

## (品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比し、工事種別に対応する基準に基づき行うものとする。

ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員等は契約書第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

なお、品質の適否は、土木工事においては「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」（近畿地方整備局）の品質管理基準により行うものとし、営繕工事については「公共建築工事標準仕様書に基づく建築(電気設備・機械設備)工事の施工管理」（一般財団法人 公共建築協会）の管理基準により行うものとする。

## (出来ばえの検査)

第6条 出来ばえ検査は、仕上げ、通り、すり付け等の程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

## (手直しの程度が軽易なもの)

第7条 要綱第15条第2項に規定する手直し内容が僅少かつ軽易なものは、次の事項のいずれかに該当するものとする。

- (1) 手直し工事が7日間以内に完了するもの
- (2) その他軽易な補修等で行えるもの

別表第1 工事の実施状況の検査留意事項

	項目	関係書類	内 容
1	契約書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品および工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	工法研究、施工方法および手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3	工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況および進捗内容
4	安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況および措置内容、関係法令の遵守状況
5	施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

附則

この検査基準は平成18年6月1日から施行する。

附則

この検査基準は平成21年1月1日から施行する。

附則

この検査基準は令和2年4月1日から施行する。